

生駒市条例第24号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月12日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和4年11月1日から同月30日までの間、特別職の職員の給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条の2、第5条及び別表第2の規定を適用する場合における給料月額は、別表第1に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。